

# 第109期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市南区西蟹屋一丁目1番7号  
当行本店仮店舗7階大ホール

目次	
第109期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使方法のご案内	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役9名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	14
第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件	15
(添付書類)	
第109期事業報告	47
計算書類	69
連結計算書類	71
監査報告書	73

## 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお知らせ】

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、本定時株主総会におきましては極力、当日のご出席を見合わせられ、書面またはインターネットにて議決権行使をご行使されますことを強くご推奨いたします。
- 特に、ご高齢の株主さま、基礎疾患がおありの株主さま、妊娠中の株主さま、ご体調のすぐれない株主さまは、当日のご出席について、慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。
- なお、本年はお土産のご用意はございません。

(詳細はP.2をご参照ください。)

 広島銀行

証券コード：8379

## 株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。株主総会は、私たち役員と株主の皆さまとの貴重な対話の場であり、また本総会は持株会社体制への移行を決定する重要な場となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、株主の皆さまにおかれましては、開催当日のご体調ならびに感染拡大の状況や政府の発表内容等にご留意の上、当日のご来場には慎重なご判断をいただきますとともに、インターネット等による議決権の事前行使にご協力をいただきますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

いけだ こうじ  
池田 晃治

代表取締役頭取

へや とし お  
部谷 俊雄

## 経営理念

### 経営ビジョン

地域社会との強い信頼関係で結ばれた、  
頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築する

### 行動規範

ひろぎんグループは、5つの行動規範に基づく健全経営に徹します

1

地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します

2

お客さまのご満足とご安心の向上に取り組みます

3

企業価値の持続的な向上に努めます

4

明るく働きがいのある企業をつくり  
ます

5

高いレベルのコンプライアンスを実践します

### <「新型コロナウイルス感染症」の感染予防に向けた対応について>

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、議決権の事前行使を強く推奨いたしますとともに、下記の通りご案内いたしますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・お土産ならびにキッズ・ルームのご用意はございません。
- ・会場の座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- ・マスクの着用ならびにアルコール消毒のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場時に検温（サーモグラフィ等）を実施いたします。ご体調の優れない株主さまは、入場をお断りする場合がございます。
- ・当日会場にご来場いただけない株主さまの為に、総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承いただきます様、お願いいたします。

【当日の総会の様子（ライブ配信による視聴のみ）】



配信予定：2020年6月25日（木）10:00～株主総会が終了次第、終了  
<https://youtu.be/r3CTrT3nqgY>

（※視聴に伴う通信費用は、ご負担いただきますようお願いいたします。）

- ・尚、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.hirogin.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

以上

株主各位

証券コード：8379

2020年6月4日

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社 **広島銀行**

取締役頭取 部谷 俊雄

## 第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第109期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2020年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
場 所	広島市南区西蟹屋一丁目1番7号 当行本店仮店舗7階大ホール
目 的 事 項	<b>報告事項</b> 第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の監査結果報告の件 <b>決議事項</b> <b>第1号議案</b> 剰余金処分の件 <b>第2号議案</b> 取締役9名選任の件 <b>第3号議案</b> 監査役1名選任の件 <b>第4号議案</b> 株式移転による完全親会社設立の件

以 上

# 議決権行使方法のご案内

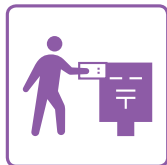
## 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時・場所** 2020年6月25日(木曜日) 午前10時  
当行本店仮店舗7階大ホール

## 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

**行使期限** 2020年6月24日(水曜日) 午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



### インターネットによる議決権行使

**行使期限** 2020年6月24日(水曜日) 午後5時まで

詳細は5頁～6頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
  - ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
  - ③連結計算書類の「連結計算書類の作成方針」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin.co.jp/>）に掲載させていただきます。





# インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について

インターネットにより議決権行使をされる場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## 議決権行使サイト ▶

<https://evote.tr.mufg.jp/>



インターネットによる議決権行使は、

**2020年6月24日（水曜日）午後5時まで**

受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## ！ ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

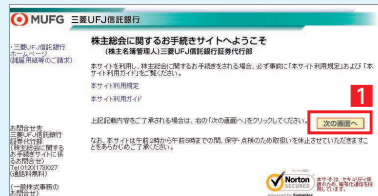
## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

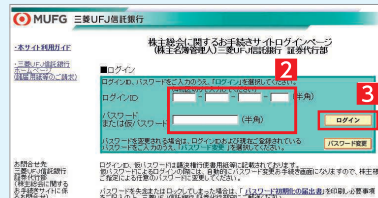
0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）



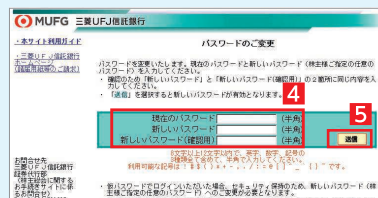
## パソコンの場合



1 「次の画面へ」をクリック



2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力  
3 「ログイン」をクリック



4 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。  
5 「送信」をクリック

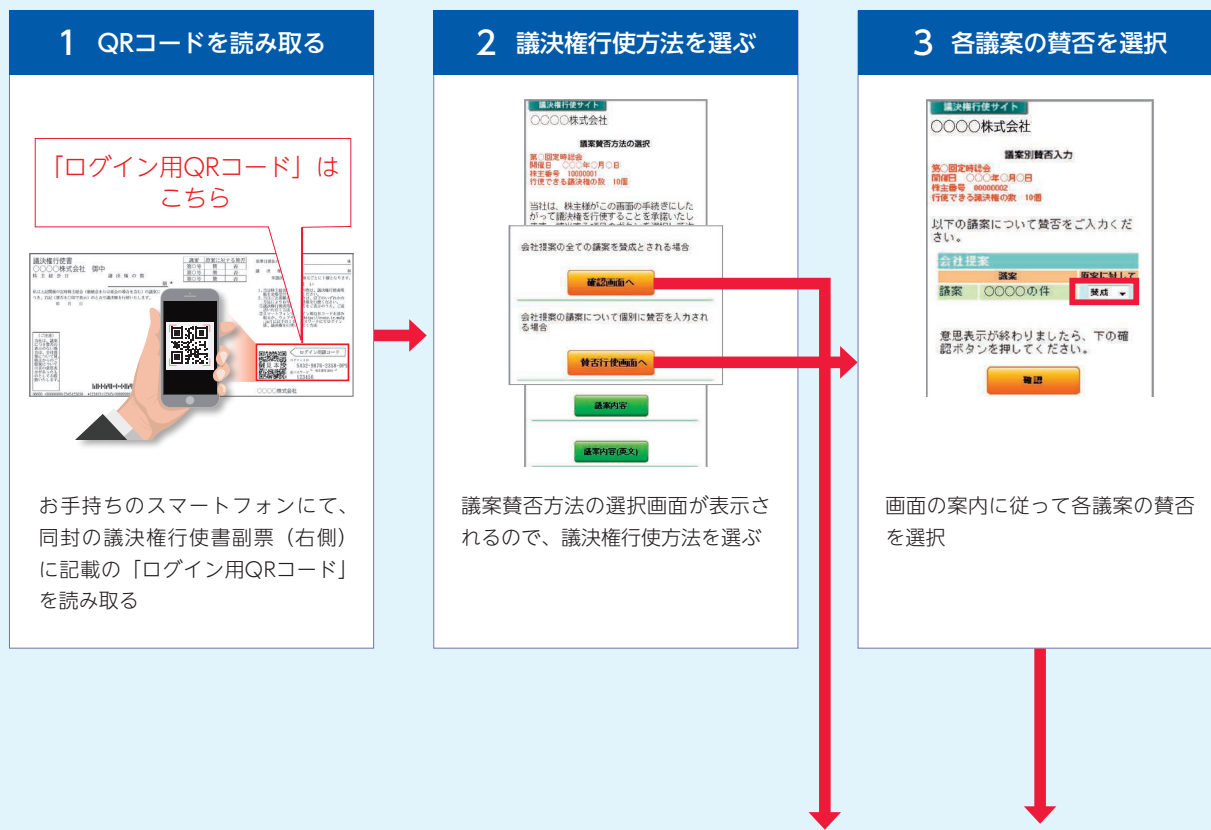
## 議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

### スマートフォン・タブレットの場合

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施しております。これにより、第109期の期末配当および剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の割当てに関する事項、およびその種類と総額

当行普通株式1株につき、13円50銭の金銭による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は4,216,255,241円となります。

#### (2) 当該剰余金の配当がその効力を生じる日（支払開始日）

2020年6月26日といたしたいと存じます。

### 2. 剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 16,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 16,000,000,000円



## 第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当行における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2019年度)
1	再任 池田 晃治	取締役会長（代表取締役）	100% (15回／15回)
2	再任 部谷 俊雄	取締役頭取（代表取締役）	100% (15回／15回)
3	再任 尾木 朗	取締役専務執行役員	100% (12回／12回)
4	再任 中間 克彦	取締役常務執行役員	100% (15回／15回)
5	新任 清宗 一男	常務執行役員	—
6	新任 深町 心一	常務執行役員	—
7	再任 前田 香織	社外 独立 社外取締役	100% (15回／15回)
8	再任 三浦 惺	社外 独立 社外取締役	100% (15回／15回)
9	新任 新免 慶憲	社外 独立 —	—

1

いけだ こうじ  
池田 晃治

1953年9月3日生

再任

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	当行入行	2012年 6月	取締役頭取（代表取締役）
2006年 4月	執行役員福山営業本部本部長	2018年 6月	取締役会長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	常務執行役員福山営業本部本部長		
2009年 4月	常務執行役員総合企画部長		
2009年 6月	常務取締役総合企画部長		（重要な兼職の状況）
2011年 4月	常務取締役		広島商工会議所 会頭

取締役候補者とした理由

1977年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、当行の代表取締役頭取を6年、代表取締役会長を2年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況  
100%（15回／15回）

■ 所有する当行の株式数  
14,700株

2

へや としお  
部谷 俊雄

1960年5月1日生

再任

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	当行入行	2016年 6月	取締役常務執行役員
2008年 4月	広島東支店長	2018年 6月	取締役頭取（代表取締役）
2011年 4月	総合企画部長	2019年 4月	取締役頭取（代表取締役）
2013年 4月	執行役員本店営業部本店長		秘書室、東京事務所、デジタル 戦略部担当（現任）
2015年 4月	常務執行役員本店営業部本店長		
2016年 4月	常務執行役員		

取締役候補者とした理由

1983年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、当行の代表取締役頭取を2年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当行取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況  
100%（15回／15回）

■ 所有する当行の株式数  
7,361株

3

おぎ あきら  
尾木 朗

1963年7月3日生

再任

## 略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月	当行入行	2018年 10 月	常務執行役員
2008年 4 月	営業統括部営業企画室長	2019年 6 月	取締役常務執行役員
2013年 4 月	広支店長	2020年 4 月	取締役専務執行役員
2015年 4 月	人事総務部長		総合企画部、IT統括部、事務
2016年 4 月	総合企画部長		統括部担当、デジタル戦略部補
2017年 4 月	執行役員総合企画部長		佐（現任）

## 取締役候補者とした理由

1986年より当行グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況  
100% (12回/12回)

■ 所有する当行の株式数  
9,400株

4

なかま かつひこ  
中間 克彦

1961年8月21日生

再任

## 略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月	当行入行	2016年 4 月	執行役員尾道支店長
2008年 10 月	融資第一部主任審査役	2018年 4 月	執行役員
2012年 4 月	コンプライアンス統括部長	2018年 6 月	取締役常務執行役員
2013年 4 月	融資第一部長		融資部、船舶ファイナンス部担当（現任）
2015年 4 月	融資部長		

## 取締役候補者とした理由

1985年より当行グループの一員として、主にコンプライアンス部門、融資部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況  
100% (15回/15回)

■ 所有する当行の株式数  
2,600株

5

きよむね かずお  
清宗 一男

1963年2月8日生

新任

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	当行入行	2020年 4月	常務執行役員
2008年 10月	営業統括部融資企画室長	2020年 5月	常務執行役員
2010年 4月	融資企画部融資企画室長		営業統括部、法人企画部、公務 営業部担当（現任）
2013年 4月	本川支店長		
2015年 4月	大手町支店長		
2018年 4月	執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長		

取締役候補者とした理由

1986年より当行グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当行の株式数

5,100株

6

ふかまち しんいち  
深町 心一

1964年12月24日生

新任

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	当行入行	2016年 4月	人事総務部長
2009年 10月	個人部個人企画室長	2018年 4月	執行役員尾道支店長
2011年 10月	個人部個人ローン室長	2020年 4月	常務執行役員
2013年 4月	個人営業部個人ローン室長		リスク統括部担当（現任）
2015年 4月	個人営業部長		

取締役候補者とした理由

1987年より当行グループの一員として、主に営業部門、人事部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当行の株式数

4,100株

## 7 まえだ かおり 前田 香織

1959年6月22日生

社外 独立 再任

### 略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1982年 4月	広島大学工学部助手	2007年 4月	広島市立大学大学院情報科学研究科教授（現任）
1990年 4月	財団法人放射線影響研究所	2015年 6月	当行取締役（現任）
1994年 6月	広島市立大学情報科学部情報工学科助手	2020年 4月	広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長（現任）
1996年 4月	広島市立大学情報処理センター講師		
2000年 7月	広島市立大学情報処理センター助教		

**（重要な兼職の状況）**  
広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長、教授

### 社外取締役候補者とした理由

IT分野における学識者としての経験、および幅広い知識と高い見識を有しております。過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当行社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況  
100%（15回／15回）

■ 所有する当行の株式数  
7,200株

## 8 み うちら さとし 三浦 惺

1944年4月3日生

社外 独立 再任

### 略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1967年 4月	日本電信電話公社入社	2012年 6月	日本電信電話株式会社取締役会長
1996年 6月	日本電信電話株式会社取締役人 事部長	2016年 6月	当行取締役（現任）
1998年 6月	日本電信電話株式会社常務取締役 人事労働部長	2018年 6月	日本電信電話株式会社特別顧問 （現任）
2002年 6月	東日本電信電話株式会社代表取締役社長		
2007年 6月	日本電信電話株式会社代表取締役社長		

**（重要な兼職の状況）**  
日本生命保険相互会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

日本電信電話株式会社代表取締役社長および取締役会長として経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。2016年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況  
100%（15回／15回）

■ 所有する当行の株式数  
6,000株

9 しんめん よしのり  
新免 慶憲

1956年10月26日生

社外 独立 新任

略歴、当行における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月	日本銀行入行	2015年 8 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会代表理事
2007年 3 月	日本銀行京都支店長	2017年 8 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事（現任）
2009年 7 月	日本銀行検査役		
2010年 11 月	社団法人日本証券アナリスト協会参与		
2011年 10 月	公益社団法人日本証券アナリスト協会事務局長		

（重要な兼職の状況）

公益社団法人日本証券アナリスト協会理事



■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当行の株式数

一株

社外取締役候補者とした理由

日本銀行支店長および公益社団法人日本証券アナリスト協会の経営に携わり、経営者としての業務執行統括の経験を有しております。同氏の経営者としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 前田香織氏、三浦惺氏、および新免慶憲氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 前田香織氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。三浦惺氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当行は、前田香織氏、三浦惺氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、新免慶憲氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 前田香織氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、相原香織（あいばら かおり）であります。
6. 前田香織氏、および三浦惺氏は、本議案により選任され、かつ第4号議案が原案どおり承認可決された場合、第4号議案に係る単独株式移転の効力発生日の前日（2020年9月30日予定）をもって当行取締役を辞任し、2020年10月1日付けで持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。



## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 武井康年氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

**1** おおさこ ただし  
**大迫 唯志** 1955年10月6日生

■ 社外 ■ 独立 ■ 新任



■ 所有する当行の株式数  
一株

### 略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1982年 4月 弁護士登録（現任）

2011年 7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所入所

2019年 1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所所長（現任）

### （重要な兼職の状況）

弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長弁護士  
西川ゴム工業株式会社取締役（監査等委員）

### 社外監査役候補者とした理由

弁護士として培われた幅広い経験と法務全般への高い見識を有しており、当行監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としてしました。

- (注) 1. 新任の監査役候補者であり、候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。  
2. 大迫唯志氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第4号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当行は、2020年10月1日（予定）を期日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社ひろぎんホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を作成のうえ、2020年5月12日開催の当行取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆さまのご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由及び目的その他

#### (1) 理由及び目的

当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある〈ひろぎんグループ〉を構築する」という経営ビジョンの下、かねてよりグループ一体経営推進の観点から、グループ内での連携強化に努め、その総合力を発揮して地域におけるリーディングバンクグループとしての地位を築きあげ、盤石な営業基盤の上で健全な経営を進めてまいりました。

しかしながら、現在の金融機関、とりわけ地域金融機関をとりまく経営環境は、人口減少や異業種からの参入等により一層厳しくなるものと想定されます。また、急速なデジタルトランスフォーメーションの進展等、経済・社会情勢の変化やお客さまのライフスタイル・価値観の変化等により、お客さまのニーズは、益々多様化・複雑化・高度化しており、銀行を中心とした現在の体制では、規制緩和等を含む経営環境の変化に柔軟に対応していくことやお客さまのニーズに的確に対応していくことは、今後、難しくなっていくものと考えられます。

こうした中で、金融を中心としてお客さまのあらゆるニーズに対応できる〈地域総合サービスグループ〉を目指すとともに、当行グループの地域における市場人気や企業価値の持続的向上を図っていくためには、グループガバナンスの一層の強化を進め、業務軸の更なる拡大やグループシナジーの強化等を図っていく必要があります。そのためには、持株会社体制という新たなグループ経営形態への進化が必要であると判断いたしました。

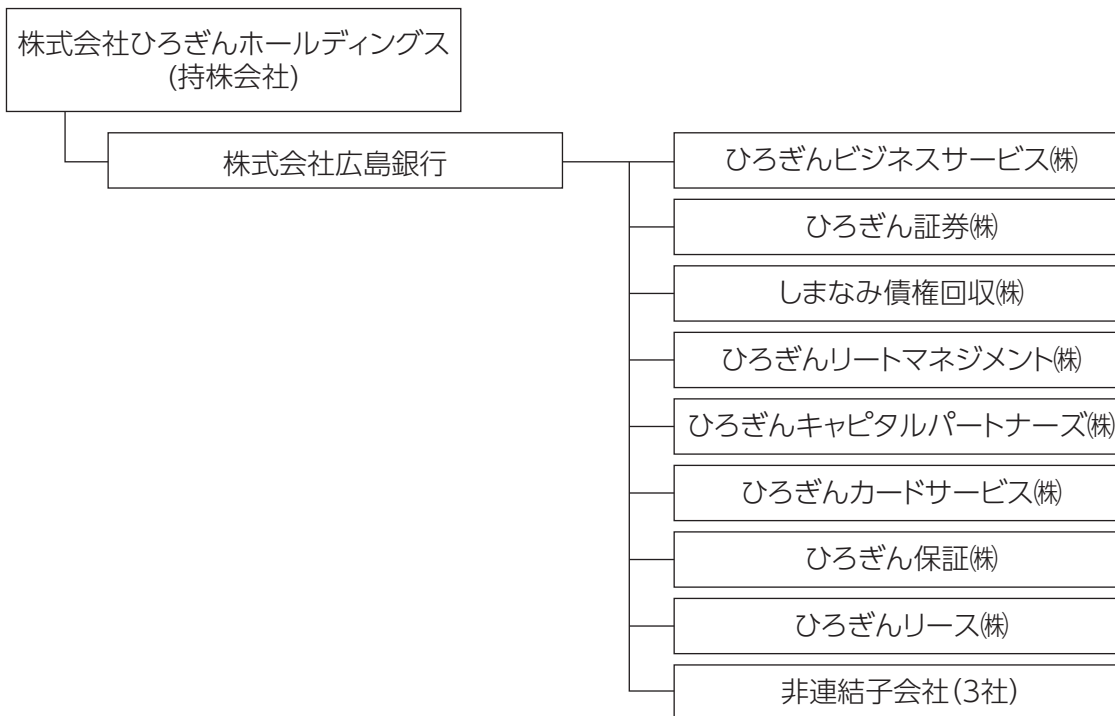
持株会社体制では、「お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」を経営ビジョンに掲げ、「地域社会及びお客さまへの更なる貢献」と「当行グループの持続的成長及び企業価値の向上」の実現を目指してまいります。

## (2) 持株会社体制移行の手順

当行は、次に示す方法により、持株会社体制への移行を実施する予定です。

≪ステップ1≫ 単独株式移転による持株会社設立

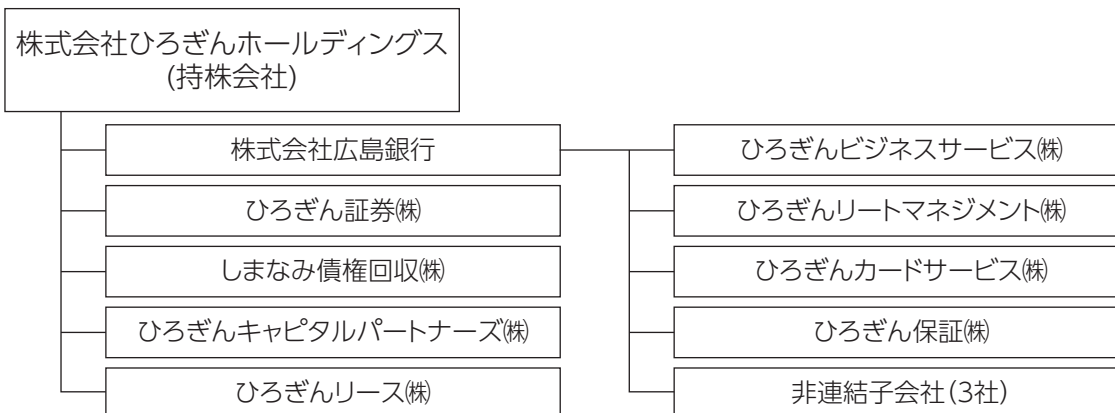
- ・ 2020年10月1日を期日として、本株式移転により持株会社を設立することで、当行は、持株会社の完全子会社となります。



(注) 非連結子会社は、エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション、ブルーインベストメント投資事業有限責任組合及びしまなみ価値創造投資事業有限責任組合の3社であります。

《ステップ2》グループ内事業会社の再編

- ・ 持株会社設立後に、グループ内の連携やシナジーの更なる強化等の観点から、当行の完全子会社である、ひろぎん証券株式会社、しまなみ債権回収株式会社及びひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社の3社並びに当行の持分法適用関連会社である、ひろぎんリース株式会社1社の計4社について、当行が保有する全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。



(3) その他

持株会社は、グループガバナンスの強化という設立趣旨に鑑み、監査等委員会設置会社として設立し、取締役会による監督機能及び監査等委員会による監査機能の更なる強化などコーポレートガバナンス体制の一層の強化・充実を図ってまいります。

なお、本株式移転に伴い、当行は、持株会社の完全子会社となるため、当行株式は上場廃止となりますが、株主の皆さまに当行株式の対価として交付される、持株会社の株式について、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部への上場申請を行う予定であります。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（本株式移転の効力発生日）である2020年10月1日を予定しております。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社広島銀行（以下「当行」という。）は、当行を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

#### （株式移転）

第1条 本計画の定めるところに従い、当行は、単独株式移転の方法により、本持株会社成立日（第7条に定義する。）において、当行の発行済株式の全部を本持株会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行う。

#### （本持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

第2条 本持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

(1) 目的

本持株会社の目的は、別紙1「株式会社ひろぎんホールディングス 定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、「株式会社ひろぎんホールディングス」と称し、英文では、「Hirogin Holdings, Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

本持株会社の本店の所在地は、広島市とし、本店の所在場所は、広島市南区西蟹屋一丁目1番7号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、10億株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社ひろぎんホールディングス 定款」に記載のとおりとする。

(本持株会社の設立時取締役及び設立時会計監査人の名称)

第3条 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 池田 晃治
- (2) 取締役 部谷 俊雄
- (3) 取締役 尾木 朗
- (4) 取締役 清宗 一男
- (5) 取締役 荻屋田 史嗣

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- (1) 取締役 片山 仁
- (2) 社外取締役 前田 香織
- (3) 社外取締役 高橋 義則
- (4) 社外取締役 三浦 惺

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任 あずさ監査法人

(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

第4条 本持株会社は、本株式移転に際して、当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式に代わり、当行が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の本持株会社の普通株式を交付する。

2. 本持株会社は、前項の定めにより交付される本持株会社の普通株式を、基準時における当行の株主に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株をもって割り当てる。

(本持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

第5条 本持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
600億円



- (2) 資本準備金の額  
150億円
- (3) 利益準備金の額  
0円

(本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て)

第6条 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑦までの第1欄に掲げる当行が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれの保有する当行の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる本持株会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

第1欄		第2欄	
名称	内容	名称	内容
① 株式会社広島銀行 第1回新株予約権	別紙2-①-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第1回新株予約権	別紙2-①-2 記載
② 株式会社広島銀行 第2回新株予約権	別紙2-②-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第2回新株予約権	別紙2-②-2 記載
③ 株式会社広島銀行 第3回新株予約権	別紙2-③-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第3回新株予約権	別紙2-③-2 記載
④ 株式会社広島銀行 第4回新株予約権	別紙2-④-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第4回新株予約権	別紙2-④-2 記載
⑤ 株式会社広島銀行 第5回新株予約権	別紙2-⑤-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第5回新株予約権	別紙2-⑤-2 記載
⑥ 株式会社広島銀行 第6回新株予約権	別紙2-⑥-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第6回新株予約権	別紙2-⑥-2 記載
⑦ 株式会社広島銀行 第7回新株予約権	別紙2-⑦-1 記載	株式会社ひろぎんホールディングス 第7回新株予約権	別紙2-⑦-2 記載

各内容欄に記載した別紙2は、「第109期定時株主総会 株主総会参考書類〈別冊〉」に記載しております。

2. 本持株会社は、本株式移転に際して、基準時における当行の新株予約権者に対して、その保有する前項の表の①から⑦までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

(本持株会社の成立日)

第7条 本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社成立日」という。）は、2020年10月1日とする。但し、本株式移転の手續きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当行の取締役会の決議により本持株会社成立日を変更することができる。

(本計画承認株主総会)

第8条 当行は、2020年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当行の取締役会の決議により当該株主総会の開催日を変更することができる。

(本持株会社の上場証券取引所)

第9条 本持株会社は、本持株会社成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所市場第一部への上場を予定する。

(本持株会社の株主名簿管理人)

第10条 本持株会社の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

(自己株式の消却)

第11条 当行は、本持株会社成立日の前日までに開催される取締役会の決議により、当行が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

(本計画の効力)

第12条 本計画は、第8条に定める当行の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、本持株会社成立日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（本株式移転に関する銀行法第52条の17に規定される認可を含むがこれに限らない。）が得られなかった場合、又は、次条に基

づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

(本計画の変更等)

第13条 本計画の作成後、本持株会社成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当行の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当行の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

(規定外事項)

第14条 本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、当行がこれを決定する。

2020年5月12日

広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号  
株式会社広島銀行  
代表取締役頭取 部谷 俊雄 ㊞

## 株式会社ひろぎんホールディングス 定款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ひろぎんホールディングスと称し、英文では、Hirogin Holdings, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯関連する一切の業務
- (2) 前号の業務のほか銀行法により銀行持株会社が行うことができる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を広島県広島市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞および広島市において発行する中国新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定により請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に定める単元未満株式の売渡しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(基準日)

第14条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。



#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項に定める場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠を選任する場合、当該補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠の予選に係る決議を行う場合には、当該決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役をそれぞれ若干名選定することができる。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取

締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会決議の省略)

第28条 当社は、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第29条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関しては、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第37条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により会社法第459条第1項各号に掲げる事項を決定することができる。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 第36条の定めにかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2021年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 第23条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする。

2. 第23条の定めにかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内とする。

3. 当社の取締役（国内非居住者、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「当会社取締役等」という。）に対する報酬等のうち、当社の成立の日から2023年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象とする株式報

酬制度（以下「本制度」という。）によるものの内容は、第23条の定めにかかわらず以下のとおりとする。なお、本制度に基づく報酬は、本条第1項に定めるものとは別枠とする。また、本制度においては、株式会社広島銀行（以下「広島銀行」という。）の取締役（国内非居住者及び社外取締役を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。以下「広島銀行取締役等」といい、当会社取締役等とあわせて、以下「対象取締役等」という。）に対する報酬等も一体的に管理する。

(1) 当会社が拠出する金員の上限

2021年3月31日で終了する事業年度から2023年3月31日で終了する事業年度までの期間を対象として本制度を導入するものとし、当会社及び広島銀行は合計9億円を上限とする金員を、対象取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とする信託期間3年の信託（以下「本信託」という。）を設定する。本信託は、当会社及び広島銀行が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当会社株式を取得し、下記（2）及び（3）のとおり受益者要件を充足する対象取締役等に対し当会社株式の交付を行う。

(2) 対象取締役等に交付される当会社の株式数の算定方法と上限

対象取締役等には、信託期間中、役位に応じてポイントが毎月付与される。対象取締役等の退任時にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じた当会社株式が本信託から交付される。1ポイントは1株とし、対象取締役等に交付される当会社株式数の上限は合計2,600,000株とする。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じ、1ポイントあたりの株式数及び上限交付株式数の調整が行われるものとする。

(3) 対象取締役等に対する株式交付時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、対象取締役等の退任時に、累積ポイントの一定割合に相当する当会社株式（単元未満株式は切り上げ）について本信託から交付を受け、また、残りについては本信託内で換価をした上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとする。なお、本信託の信託期間の満了時において、受益者要件を充足する可能性のある対象取締役等が在任している場合には、それ以降、対象取締役等に対するポイントの付与は行わないものの、当該対象取締役等に対する株式交付が完了す

るまで、本信託の信託期間を延長させることがある。

(附則の削除)

第3条 本附則(第2条第3項を除く。)は、当会社の成立後最初の定時株主総会の終結の時をもって削除する。

2. 本附則第2条第3項は、本制度終了時(ただし、当会社の株主総会において本制度の変更または継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会の終結の時)をもってこれを削除する。

### 3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 株式移転の対価の相当性に関する事項

##### ①対価の総数及び割当てに関する事項

##### イ. 株式移転比率

本株式移転が効力を生じる時点の直前時における当行の株主名簿に記載又は記録された当行の株主の皆さまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

##### ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

##### ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、株主の皆さまが保有する当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。

##### ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記ハ.の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

##### ホ. 株式移転により交付する新株式数(予定)

312,315,203株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当行の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、持株会社が当行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)までに、当行が保有



する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当行の2020年3月31日時点における自己株式数（317,968株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、当行の株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の2020年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が増えることがあります。

②資本金及び準備金等の額に関する事項

持株会社の資本金及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的及び規模並びに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

**(2) 株式移転に際して交付される新株予約権に係る定め相当性に関する事項**

本株式移転におきましては、当行の新株予約権者に対してその有する新株予約権の代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当行の新株予約権とほぼ同一内容のものであり、かつ当行普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株が割り当てられることから、当行の新株予約権者に対して、その保有する当行の新株予約権1個につき、持株会社の新株予約権1個を割り当てることは、相当であると判断しております。

**(3) 株式移転完全子会社についての事項**

当行の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象はございません。

#### 4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
池田 晃治 (1953年9月3日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1977年 4 月 当行入行            2006年 4 月 執行役員福山営業本部本部長            2008年 4 月 常務執行役員福山営業本部本部長            2009年 4 月 常務執行役員総合企画部長            2009年 6 月 常務取締役総合企画部長            2011年 4 月 常務取締役            2012年 6 月 代表取締役頭取            2018年 6 月 代表取締役会長（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》            広島商工会議所 会頭</p> <p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>池田晃治氏は、当行の一員として主に営業部門、企画部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>また、当行の代表取締役頭取を6年、代表取締役会長を2年務めており、豊富な経営経験を有しております。</li> <li>その経験や知見を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができると判断し、取締役候補者としてしました。</li> </ul>	14,700株	14,700株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
部谷 俊雄 (1960年5月1日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1983年 4 月 当行入行  2008年 4 月 広島東支店長  2011年 4 月 総合企画部長  2013年 4 月 執行役員本店営業部本店長  2015年 4 月 常務執行役員本店営業部本店長  2016年 4 月 常務執行役員  2016年 6 月 取締役常務執行役員  2018年 6 月 代表取締役頭取  秘書室、東京事務所、デジタル戦略部担当（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》 なし</p> <p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部谷俊雄氏は、当行の一員として主に営業部門、企画部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>・また、当行の代表取締役頭取を2年務めており、経営経験も豊富な人物であります。</li> <li>・その経験や知見を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としました。</li> </ul>	7,361株	7,361株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
尾木 朗 (1963年7月3日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1986年 4月 当行入行  2008年 4月 営業統括部営業企画室長  2013年 4月 広支店長  2015年 4月 人事総務部長  2016年 4月 総合企画部長  2017年 4月 執行役員総合企画部長  2018年10月 常務執行役員  2019年 6月 取締役常務執行役員  2020年 4月 取締役専務執行役員  総合企画部、IT統括部、事務統括部担当、デジタル戦略部補佐 (現任)</p>	9,400株	9,400株
	<p>《重要な兼職の状況》</p> <p>なし</p>		
	<p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尾木朗氏は、当行の一員として主に営業部門、企画部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>その経験や知見を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者としました。</li> </ul>		

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
清宗 一男 (1963年2月8日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1986年 4 月 当行入行  2008年 10月 営業統括部融資企画室長  2010年 4 月 融資企画部融資企画室長  2013年 4 月 本川支店長  2015年 4 月 大手町支店長  2018年 4 月 執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長  2020年 4 月 常務執行役員  2020年 5 月 常務執行役員  営業統括部、法人企画部、公務営業部担当（現任）</p>	5,100株	5,100株
	<p>《重要な兼職の状況》 なし</p>		
	<p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清宗一男氏は、当行の一員として主に企画部門、営業部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>・ その経験や知見を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に貢献することができると判断し、取締役候補者としました。</li> </ul>		

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
刈屋田 史嗣 (1965年3月23日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1987年 4 月 当行入行 2007年 6 月 総合企画部企画室長 2012年 4 月 古市支店長 2014年 4 月 営業統括部副部長 2015年 4 月 営業統括部長 2018年 4 月 執行役員東京支店長 2020年 4 月 常務執行役員（現任）</p> <p>《重要な兼職の状況》 なし</p> <p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈屋田史嗣氏は、当行の一員として主に企画部門、営業部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>・その経験や知見を活かすことにより、持株会社の経営管理及び事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者としてしました。</li> </ul>	14,000株	14,000株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2020年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。

## 5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
片山 仁 (1961年12月24日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1985年 4 月 当行入行 2005年 4 月 総合企画部主計課長 2012年10月 福岡支店長 2015年 4 月 広島西支店長 2017年 4 月 コンプライアンス統括部理事 2017年 6 月 監査役 (現任)</p> <p>《重要な兼職の状況》 なし</p> <p>《取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・片山仁氏は、当行の一員として主に財務部門・営業部門に携わるなど、グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>・その経験や知見を活かすことにより、持株会社取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、グループの健全で持続的な成長の確保に貢献できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</li> </ul>	8,200株	8,200株



氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
前田 香織 (1959年6月22日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1982年 4月 広島大学工学部助手  1990年 4月 財団法人放射線影響研究所  1994年 6月 広島市立大学情報科学部情報工学科助手  1996年 4月 広島市立大学情報処理センター講師  2000年 7月 広島市立大学情報処理センター助教授  2007年 4月 広島市立大学大学院情報科学研究科教授(現任)  2015年 6月 当行取締役(現任)  2020年 4月 広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長(現任)</p> <p>《重要な兼職の状況》  広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長、教授</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前田香織氏は、IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、2015年より当行社外取締役に在任しており、引き続きIT専門家としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で持株会社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</li> </ul>	7,200株	7,200株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
高橋 義則 (1948年7月17日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1980年 3 月 公認会計士登録  2006年 6 月 あずさ監査法人広島事務所長  2011年 7 月 高橋公認会計士・税理士事務所代  表 (現任)  2015年 6 月 当行監査役 (現任)</p> <p>《重要な兼職の状況》  なし</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高橋義則氏は、公認会計士として財務及び会計に  関して豊富な経験と幅広い見識を有しております。</li> <li>・過去直接会社の経営に関与された経験はありませんが、2015年より当行社外監査役に在任しており、引き続き、その職務を適切に遂行できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</li> </ul>	7,200株	7,200株

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式数	割り当てられる 持株会社の 株式数
三浦 惺 (1944年4月3日生)	<p>《略歴、当行における地位及び担当》</p> <p>1967年 4月 日本電信電話公社入社</p> <p>1996年 6月 日本電信電話株式会社取締役人事部長</p> <p>1998年 6月 日本電信電話株式会社常務取締役人事労働部長</p> <p>2002年 6月 東日本電信電話株式会社代表取締役社長</p> <p>2007年 6月 日本電信電話株式会社代表取締役社長</p> <p>2012年 6月 日本電信電話株式会社取締役会長</p> <p>2016年 6月 当行取締役 (現任)</p> <p>2018年 6月 日本電信電話株式会社特別顧問 (現任)</p> <p>《重要な兼職の状況》 日本生命保険相互会社 社外取締役</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三浦惺氏は、日本電信電話株式会社代表取締役社長及び取締役会長を歴任するなど、企業経営者として豊富な経験と幅広い知見を有しております。</li> <li>2016年より当行社外取締役に在任しており、引き続きその豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営陣から独立した立場で持株会社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献できる人物と判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</li> </ul>	6,000株	6,000株

- (注) 1. 所有する当行株式数は、2020年3月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また割り当てられる持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割り当てられる持株会社の株式数は、持株会社の設立日の直前まで所有状況に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当行との間には、特別な利害関係はなく、持株会社との間に特別な利害関係が生じる予定もありません。
3. 前田香織氏、高橋義則氏及び三浦惺氏は、持株会社の社外取締役候補者であります。
4. 持株会社の社外取締役候補者が、当行の社外取締役(又は社外監査役)に就任してからの年数は、以下のとおりであります。
- ①前田香織氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結

- の時をもって5年となります。
- ②高橋義則氏は、現在、当行の社外監査役であり、当行の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  - ③三浦惺氏は、現在、当行の社外取締役であり、当行の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 5. 本議案が承認可決された場合には、前田香織氏、高橋義則氏及び三浦惺氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
  - 6. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、片山仁氏、前田香織氏、高橋義則氏及び三浦惺氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定であります。
  - 7. 前田香織氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、相原香織（あいばら かおり）であります。
  - 8. 前田香織氏及び三浦惺氏は、本総会において当行の社外取締役候補者となっておりますが、第2号議案により両氏が当行の社外取締役に選任され、かつ本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2020年9月30日予定）をもって、当行の社外取締役を辞任する予定であります。
  - 9. 片山仁氏は、現在、当行の常任監査役であり、高橋義則氏は、現在、当行の社外監査役であります。本議案が承認可決された場合は、本株式移転の効力発生日の前日（2020年9月30日予定）をもって、当行の常任監査役及び社外監査役を辞任する予定であります。

## 6. 持株会社の会計監査人となる者についての事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	有限責任 あずさ監査法人		
主たる事業所の所在地	東京都新宿区津久戸町1番2号		
沿 革	1985年 7 月	監査法人朝日新和会計社設立	
	1993年 10月	井上斎藤英和監査法人（1978年4月設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。	
	2004年 1 月	あずさ監査法人（2003年2月設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。	
	2010年 7 月	有限責任監査法人に移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする。	
監査関与会社	3,701社（2020年3月31日現在）		
資本金	3,000百万円（2020年3月31日現在）		
	6,105名（2020年3月31日現在） [内訳]		
構成人員	社員	公認会計士	536名
		その他	34名
	職員	公認会計士	2,631名
		会計士試験合格者等	1,087名
		監査補助職員	1,073名
		その他の事務職員	744名
	合計		6,105名

(注) 有限責任 あずさ監査法人を持株会社の会計監査人候補とした理由は、当行自身の監査に関する妥当性に加え、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力及び独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

## 7. 株式報酬制度

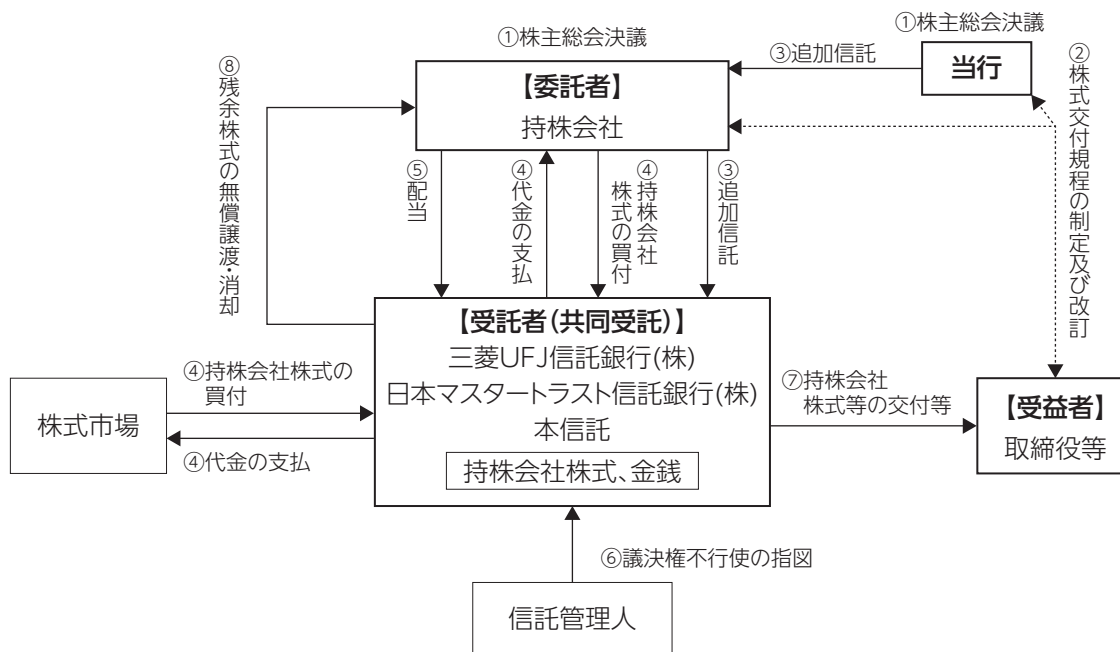
### (1) 持株会社における株式報酬制度の導入について

当行は、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、国内非居住者を除く当行の取締役（社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、あわせて「当行取締役等」という。）を対象に、当行株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しております。本制度は、当行が拠出する当行取締役等の報酬額を原資として当行株式が信託（以下「本信託」とい

う。)を通じて取得され、当行取締役等に当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当行株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる制度であります。持株会社の設立に伴い、本信託における委託者の地位を、当行から持株会社に承継するとともに、持株会社においても本制度を導入いたします。

これに伴い、本制度の対象者を国外非居住者を除く持株会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員ならびに当行取締役等（以下、あわせて「取締役等」という。）に変更し、本信託から取締役等に対しては、持株会社の株式及び持株会社の株式の換価処分金相当額（以下「持株会社株式等」という。）の交付等が行われるものとなります。

## (2) 本信託の仕組み



- ① 当行は、本制度の導入を持株会社の定款の内容とすることを含めた、株式移転による持株会社設立に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
  - ② 持株会社は、本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定し、当行は、持株会社設立に伴う本制度の内容変更に関して、取締役会において株式交付規程の内容を一部改訂します。
  - ③ 持株会社及び当行は、当行の本制度導入時に設定済みの本信託に対し、①の株主総会の承認決議の範囲内で金銭を追加信託し、受益者要件を満たす取締役等を本信託の受益者とします。
  - ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加信託された金銭を原資として持株会社の株式を株式市場又は持株会社から追加取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会の承認決議の範囲内とします。
  - ⑤ 本信託内の持株会社の株式に対する配当は、他の持株会社の株式と同様に行われます。
  - ⑥ 本信託内の持株会社の株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
  - ⑦ 信託期間中、取締役等は持株会社及び当行の株式交付規程に従い、一定のポイントの付与を受けた上で、かかるポイント数の一定割合に相当する持株会社の株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する持株会社の株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
  - ⑧ 信託期間中の制度対象者の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本信託から持株会社に当該残余株式を無償譲渡した上で、持株会社は、取締役会決議によりその消却を行う予定です。ただし、持株会社において本制度の継続に関する議案が付議され承認可決された場合には、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用することがあります。
- (注) 受益者要件を満たす取締役等への持株会社株式等の交付等により本信託内に持株会社の株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、持株会社及び当行は、取締役等に対する交付等の対象とする持株会社の株式の取得資金として、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

以上



# 第109期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

## 1 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### 〔主要な事業内容〕

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務、信託業務に加え、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、M&A仲介等投資銀行業務などを通じて、地域の皆さまに総合金融サービスを提供しております。

#### 〔金融経済環境〕

2019年度のわが国経済は、米中貿易摩擦に伴う世界経済の減速等から、設備投資が底堅く推移したものの、輸出や生産活動が低調に推移しました。また、消費税率の引上げに伴い個人消費が減少するなど、弱めの動きが広がりました。

なお、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、企業活動や消費行動が大きく停滞し、景気後退感が急速に強まりました。

当地方の経済は、設備投資が底堅く推移したほか、災害復旧・復興に伴い公共投資が高水準を持続しました。しかし、輸出や生産活動が弱めの動きを強めたほか、消費税率の引上げに伴い個人消費が低調に推移する中で、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景に、景気の停滞感が強まりました。

金融面では、日本銀行によるマイナス金利政策が維持される中、市場金利は短期、長期ともに0%近傍で推移しました。

#### 〔事業の経過及び成果〕

このような金融経済環境の下、当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのあるくひろぎんグループ」を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、「中期計画2017」（2017年度～2021年度）に基づき、「お客さまニーズを起点とした付加価値営業」の実践による収益構造の改革に努めてまいりました。

### (商品・サービス)

バンキング業務について、法人のお客さまに対しては、蓄積した情報を活用の上、「豪雨災害時元本免除特約付き融資」、「<ひろぎん>売上拡大応援ローン」、「<ひろぎん>SDGs取組支援サービス」等の取扱開始など、精度の高い「ソリューション提案」により、お客さまの成長支援を実践し、預貸金量・収益の拡大を図りました。個人のお客さまに対しては、住宅ローン・消費者ローンの推進強化などに加え、キャッシュレス決済促進に向けたキャンペーンの実施やスマホアプリ「ひろぎんアプリ」の機能強化など、お客さまのライフサイクル・属性に応じた最適な商品・サービスの提供に努めました。

お客さまの資産形成に資するアセットマネジメント業務については、「<ひろぎん>信託商品『安心のみまもりサービス』」の取扱開始などに加え、「<ひろぎん>相続コンサルティングプラザ」の開設やひろぎん証券との共同店舗の拡大など、グループ一体となって、マーケットインに基づく「コンサルティング営業」の実践により、お取引基盤の拡充と預り資産残高の増強を図りました。

また、地方創生への取組みとして、各地方公共団体の施策実現に向けたコンサルティング支援を強化するとともに、地域の課題・ニーズを踏まえ、地域開発への参画や産業イノベーションを軸とした地域活性化に資する取組みを推進致しました。

### (店舗及び店舗外現金自動設備)

店舗については、店舗ネットワーク見直しの一環として、2019年8月に八本松駅前出張所を八本松支店に統合致しました。

また、本店ビルの現地建替えについては、工事は計画どおり順調に進捗しており、2021年1月に竣工予定です。これに伴い、本店営業部は2018年2月から仮店舗にて営業致しております。

店舗外現金自動設備（店舗外ATM）については、期中7カ所に新設した一方で5カ所廃止し、期末現在で334カ所に設置しております。このほか「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中269カ所減少し、期末現在で全国49,068カ所（うち広島県内1,102カ所）となりました。

### (SDGsへの取組みなど)

国連において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、当行グループの取組方針をまとめた「<ひろぎんグループ>SDGs宣言」を策定・公表したほか、「TCFD (気候変動関連財務情報開示タスクフォース)」提言に賛同表明致しました。

また、「銀行保証付私募債 (SDGs型)」や「<ひろぎん>SDGs取組支援サービス」の取扱開始など、付加価値の高い金融サービスの提供を通じて、地域社会の持続可能性の向上や地域経済の発展に貢献する取組みを積極的に進めてまいりました。

このほか、当行従事者による地域清掃活動・地域イベントへの参加や「<ひろぎん>キッズ・マネースクール」・「職場体験学習」等の金融教育支援の実施など、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも継続的かつ積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援の下、ひろぎんグループ全従事者が一丸となって経営基盤の強化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

### (預 金)

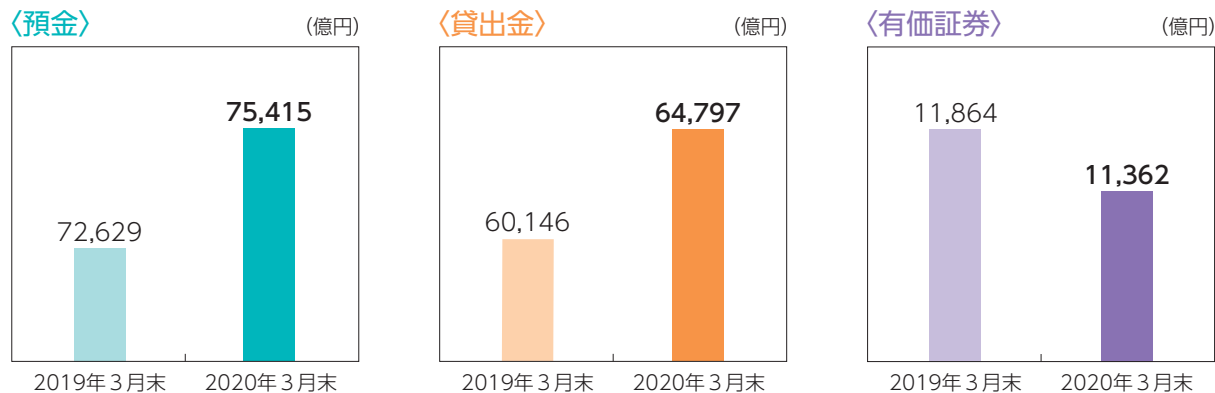
預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金、法人預金、公金・金融預金とも増加し、期中2,786億円増加して、期末残高は7兆5,415億円となりました。

### (貸 出 金)

貸出金は、地元のお取引先の資金ニーズに積極的にお応えした結果、事業性貸出金、個人ローンがともに大きく増加し、期中4,651億円増加して、期末残高は6兆4,797億円となりました。

### (有価証券)

有価証券は、市場動向に配慮した運用に努めました結果、株式が減少したことを主因として、期中502億円減少して、期末残高は1兆1,362億円となりました。



### (損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比15億35百万円増加して374億84百万円、当期純利益は、前期比12億27百万円減少して241億61百万円となりました。

なお、連結ベースの経常利益は、前年度比19億51百万円増加して389億96百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比13億11百万円減少して242億70百万円となりました。

### 〔当行の対処すべき課題〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、いまだ終息に至っておらず、東京オリンピック・パラリンピックの開催が延期されるなど、政治・経済に世界的な混乱が生じております。また、企業の経営状態や雇用環境の悪化が予想され、リーマンショックを超える経済環境の悪化を招く恐れがあります。当行の地元4県においても、中国等におけるサプライチェーンの混乱に伴う製造業の生産活動停滞や外出・活動自粛に伴う個人消費の悪化による小売・サービス業、特に飲食・宿泊・観光業への影響が顕在化しております。

また、現在の地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小や金融緩和政策に伴う収益環境の悪化に加え、デジタル技術の進展や規制緩和に伴う他業態も含めた競合環境の激化等により、その厳しさを増しております。

このような状況下、当行グループの持続的成長はもとより、地域金融機関としての使命である地域経済の更なる発展、成長に資する地域社会・お客さまの課題解決に向け、以下の取組みを進めてまいります。

#### ① お客さまとの強固なリレーションの構築と付加価値の高いソリューションの提供

新型コロナウイルス感染症拡大による地域社会・経済への影響を踏まえ、地域経済を支える地域金融機関としての自覚を持ち、事業者や個人のお客さまへの資金繰り支援をはじめ、あらゆる面における支援を積極的かつ迅速に行ってまいります。これらの取組みを通じて地域の産業・雇用の維持・確保に努めるとともに、地域全体の経済活動を下支えしてまいります。

また、地域における新たな産業創出及び取引先企業の事業安定化や更なる成長に向け、事業性評価等により構築したお客さまとの強固なリレーションに基づき、取引先企業に対し円滑な資金仲介機能を発揮するとともに、エクイティ資金の供給をはじめとした従来の銀行業務にとどまらない付加価値の高いソリューションを提供してまいります。

加えて、中小企業における後継者不足等の問題が顕在化する中、次世代への資産・事業の円滑な承継に向け、相続・事業承継コンサルティングに注力してまいります。

併せて、地域の持続的発展に向けたまちづくりや都市再開発支援に取り組むとともに、お客さまニーズに応じた抜本的なチャネルの見直しやデジタルトランスフォーメーションへの取組強化等の対応を進めてまいります。

## ② 経営基盤の確立

金融インフラとしての機能を果たし、地域社会・お客さまの課題解決に資する積極的なリスクテイクを可能とする強固な財務基盤の構築に向け、抜本的な業務プロセスの見直し等の構造改革を実現するとともに、信用リスク管理・コンプライアンスリスク管理をはじめとしたリスクガバナンスの高度化を図ってまいります。

また、SDGsに関する社会的な関心の高まりや、地球温暖化や気候変動によって発生する自然災害等が地域経済及び当行グループにとっての大きなリスクとなっていることを踏まえ、本業を通じたSDGsへの取組強化を進めてまいります。

なお、お客さまのニーズは益々多様化・高度化しており、従来の銀行を中心とした体制では、お客さまニーズに的確に対応していくことが、今後、難しくなっていくものと考えられます。

当行グループは、多様化・高度化するお客さまニーズに対し、非金融を含めた業務領域の深化・拡大を図るため、2020年10月の持株会社体制への移行に向けた準備を進めております。持株会社体制においては、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットの中で、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットすることで、経営理念の実現を目指してまいります。これらの取組みを通じて、グループの持続的成長を実現するとともに、地域における当行グループの存在感を更に高めていきたいと考えております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	69,924	71,834	72,629	75,415
	定期性預金	24,824	23,491	22,516	21,935
	その他の	45,100	48,343	50,112	53,479
社	債	200	—	—	—
貸	出金	56,051	58,523	60,146	64,797
	個人向け	10,635	11,033	11,377	11,800
	中小企業向け	26,594	28,212	29,362	30,921
	その他の	18,821	19,277	19,406	22,075
特	定取引資産	91	58	58	62
(	トレーディング資産)				
特	定取引負債	71	40	38	38
(	トレーディング負債)				
有	価証券	17,650	13,934	11,864	11,362
	国債	7,864	4,862	3,173	3,199
	その他の	9,785	9,071	8,691	8,163
総	資産	88,575	90,228	89,179	94,119
内	国為替取扱高	561,478	554,715	541,802	545,612
外	国為替取扱高	百万ドル 18,411	百万ドル 22,067	百万ドル 19,849	百万ドル 24,462
経	常利益	百万円 43,231	百万円 37,994	百万円 35,949	百万円 37,484
当	期純利益	百万円 29,989	百万円 27,034	百万円 25,388	百万円 24,161
1	株当たりの当期純利益	円 銭 96 13	円 銭 86 74	円 銭 81 53	円 銭 77 57
信	託財産	516	561	574	601
信	託報酬	百万円 183	百万円 178	百万円 152	百万円 189

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。  
3. 2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。



**(参考) 連結業績の推移**

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,382	1,249	1,212	1,271
経常利益	450	350	370	389
親会社株主に帰属する当期純利益	312	258	255	242
純資産額	4,471	4,777	4,873	4,820
総資産	88,732	90,521	89,526	94,386

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

**(3) 使用人の状況**

	当年度末	前年度末
使用人数	3,412人	3,405人
平均年齢	40年3月	40年4月
平均勤続年数	16年8月	16年10月
平均給与月額	390千円	395千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

			当年度末		前年度末	
広	島	県	132店	うち出張所 ( 12 )	133店	うち出張所 ( 13 )
岡	山	県	10	( ー )	10	( ー )
山	口	県	7	( ー )	7	( ー )
島	根	県	1	( ー )	1	( ー )
愛	媛	県	6	( ー )	6	( ー )
福	岡	県	2	( ー )	2	( ー )
兵	庫	県	2	( ー )	2	( ー )
大	阪	府	1	( ー )	1	( ー )
愛	知	県	1	( ー )	1	( ー )
東	京	都	1	( ー )	1	( ー )
国	内	計	163	( 12 )	164	( 13 )
海		外	—	( ー )	—	( ー )
合		計	163	( 12 )	164	( 13 )

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、代理店、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
駐在員事務所	4カ所	3カ所
代理店	2カ所	3カ所
店舗外現金自動設備	49,402カ所	49,669カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン銀行との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を49,068カ所（前年度末49,337カ所）含んでおります。

## □ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

- (注) 1. 当年度において八本松支店八本松駅前出張所を廃止いたしました。  
 2. 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を7ヵ所新設いたしました（コンビニATMを除く）。

藤三安浦ショッピングセンター出張所	(広島県呉市安浦町)
三原市役所出張所	(広島県三原市港町)
エブリイ呉宮原店出張所	(広島県呉市宮原)
マックスバリュ海田店出張所	(広島県安芸郡海田町)
八本松駅前出張所	(広島県東広島市八本松町)
e k i e 広島駅北口出張所	(広島県広島市南区松原町)
ピュアークック毘沙門台店出張所	(広島県広島市安佐南区毘沙門台)

また、当年度において、新幹線口共同出張所、サンシティ出張所、宮島口もみじ本陣共同出張所、アルパーク天満屋出張所、フレスタ木之庄店出張所を廃止いたしました（コンビニATMを除く）。

## ハ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	金融商品取引業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,500
---------------	-------

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗	980
事 務 所 ほ か	519

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	担保不動産の評価業 務、連結決算・印 刷・製本業務等	1989年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	2007年 7月25日	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	2001年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	資産運用業務	2017年 8月3日	百万円 150	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発 行業務、消費者ロー ン等の信用保証業務	1987年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	1978年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース・オートリー ス業務	1980年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当行の連結される子会社は6社、持分法適用の関連法人等は1社であります。  
 4. 2020年4月1日、ひろぎんキャピタルパートナーズ株式会社（100%出資）を設立いたしました。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田晃治	取締役会長（代表取締役）	広島商工会議所 会頭	
部谷俊雄	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所・ デジタル戦略部 担当		
廣田亨	取締役専務執行役員 営業統括部・法人企画部・ 公務営業部 担当		
小尻泰史	取締役常務執行役員 人事総務部・リスク統括部 担当		
中間克彦	取締役常務執行役員 融資部・船舶ファイナンス部 担当		
前田昭	取締役常務執行役員 アセットマネジメント部・ 個人ローン部・資金証券部 担当		
尾木朗	取締役常務執行役員 総合企画部・IT統括部・ 事務統括部 担当 デジタル戦略部 補佐		
住川雅洋	取締役（社外）		
前田香織	取締役（社外）	広島市立大学大学院 情報科学研究科 教授	
三浦惺	取締役（社外）	日本生命保険相互会社 社外取締役	
片山仁	常任監査役（常勤）		
益裕治	常任監査役（常勤）		

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
武井康年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律 会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	
高橋義則	監査役（社外）		公認会計士
吉田正子	監査役（社外）	損害保険ジャパン日本興 亜株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役の武井康年、高橋義則及び吉田正子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 取締役の住川雅洋、前田香織及び三浦惺、監査役の武井康年及び高橋義則は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。  
 5. 取締役の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。  
 6. 監査役の吉田正子が社外取締役を務める損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。  
 7. 2020年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
尾木朗	取締役専務執行役員 総合企画部・IT統括部・ 事務統括部 担当 デジタル戦略部 補佐		
小尻泰史	取締役常務執行役員 人事総務部 担当		
前田昭	取締役常務執行役員 アセットマネジメント部・ 個人ローン部 担当		

8. 取締役専務執行役員の廣田亨は2020年4月30日付で辞任いたしました。  
 9. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役専務執行役員	荒木裕三	2019年6月26日（任期満了）
常任監査役（常勤）	水谷泰之	2019年6月26日（任期満了）



(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
本川 浩司	専務執行役員	地区担当役員
小尻 郁男	専務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
小池 政弘	常務執行役員	本店営業部本店長
岡野 帝男	常務執行役員	地区担当役員
國村 充弘	執行役員	岡山支店長
東山 浩幸	執行役員	資金証券部長
清宗 一男	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
苅屋 田史嗣	執行役員	東京支店長
戸井 秀樹	執行役員	徳山支店長
箱田 浩二	執行役員	今治支店長
深町 心一	執行役員	尾道支店長
山下 佳孝	執行役員	監査部長
坂井 浩司	執行役員	法人営業部・国際営業部 担当
佐藤 弘規	執行役員	福山営業本部本部長

(注) 1. 2020年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
東山浩幸	常務執行役員	資金証券部 担当
清宗一男	常務執行役員	営業統括部・法人企画部・公務営業部 補佐
苅屋田史嗣	常務執行役員	
戸井秀樹	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
箱田浩二	常務執行役員	今治支店長
深町心一	常務執行役員	リスク統括部 担当

2. 2020年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
徳永光俊	執行役員	徳山支店長
柳田剛	執行役員	東京支店長
岩手弘己	執行役員	尾道支店長
藤広稔	執行役員	本店営業部本店長
廣江裕治	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
横見真一	執行役員	総合企画部長

3. 2020年5月1日付で次のとおり執行役員の担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
清宗一男	常務執行役員	営業統括部・法人企画部・公務営業部 担当

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	11人	437
監査役	6人	82
計	17人	519

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等の額を含んでおります。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬としております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。
- a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。  
（1990年6月28日第79期定時株主総会決議）
- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は親会社株主に帰属する当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。  
（2015年6月25日第104期定時株主総会決議）

親会社株主に帰属する当期純利益	報酬枠
330億円超	120百万円
300億円超 ～ 330億円以下	110百万円
270億円超 ～ 300億円以下	100百万円
240億円超 ～ 270億円以下	90百万円
210億円超 ～ 240億円以下	80百万円
180億円超 ～ 210億円以下	70百万円
150億円超 ～ 180億円以下	60百万円
120億円超 ～ 150億円以下	50百万円
90億円超 ～ 120億円以下	40百万円
60億円超 ～ 90億円以下	30百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
30億円以下	—

- c. 当行は、2017年6月28日開催の第106期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に株式報酬制度「役員報酬B I P信託」を導入しております。信託に拠出する信託金の上限金額は、3事業年度ごとに合計900百万円であります。
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額7百万円としております。  
（2010年6月29日第99期定時株主総会決議）
4. 上記の取締役の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬90百万円及び取締役に対する役員報酬B I P信託に係る株式給付引当金繰入額98百万円を含んでおります。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋 (取締役)	
前田 香織 (取締役)	広島市立大学大学院情報科学研究科 教授
三浦 惺 (取締役)	日本生命保険相互会社 社外取締役
武井 康年 (監査役)	弁護士法人広島総合法律会計事務所 弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役
高橋 義則 (監査役)	
吉田 正子 (監査役)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 社外取締役

(注) 1. 当行と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

2. 監査役吉田正子が社外取締役を務める損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋 (取締役)	6年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前田 香織 (取締役)	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
三浦 惺 (取締役)	3年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
武井 康年（監査役）	8年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高橋 義則（監査役）	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	公認会計士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
吉田 正子（監査役）	4年9ヵ月	取締役会15回開催のうち15回出席 監査役会14回開催のうち14回出席	過去に会社経営者を務めた見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	45 (一)	—

(注) ( ) 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,315千株

(自己株式317千株を除く)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式824千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 19,384名

#### (3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,134千株	5.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,194	5.18
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
日本生命保険相互会社	6,042	1.93
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中国電力株式会社	6,004	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,920	1.89
株式会社福岡銀行	5,500	1.76

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式（317千株）を控除して計算しております。  
 なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当行株式824千株を含んでおりません。  
 4. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

該当ありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高山 裕三 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 大江 友樹	73	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるフラット35（保証型）における債権調査業務及び日本版CRS、FATCA対応に伴うコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		86百万円

- (注) 1. 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

#### 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

# 第109期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	1,471,326	預金	7,541,559
現金	77,713	当座預金	461,586
預金	1,393,612	普通預金	4,367,218
預け	6,711	貯蓄預金	71,074
コ ー ル	6,313	通定期預金	21,884
買入	6,235	定期預金	2,193,569
特 定	1,135	その他の預金	27
商 品	5,099	譲渡性の預金	426,198
有価証券	171	コールマネ	167,491
金 銭	1,136,265	売却先勘	100,000
有価証券	319,928	債券借取引受入	79,420
国債	132,915	特定取引負債	321,008
地方債	236,467	特定金融派生商品	3,814
その他の証券	93,373	借入金	639,493
貸出	353,581	外国為替	639,493
引当金	6,479,709	未払外債	3,502
手形	21,193	信託勘定	3,348
書留	121,577	未決済為替	154
座金	5,559,988	未払法人税等	32
外国為替	776,949	未払費用	41,541
外 国	34,990	未受取	465
買入	33,474	給付補填備品	3,747
取立	406	金融商品等受入	5,420
その他の資産	1,108	リース債務	1,746
未前払	1	その他の負債	1
未払取	757	睡眠預金払戻引当金	13,528
先取引差入	5,099	ポイント引当金	4,019
金融派生商品	1,429	株式給付引当金	592
その他の資産	7,931	固定資産解体費用引当金	338
有形固定資産	26,885	再評価に係る繰延税金負債	11,680
建物	64,322	支払承諾	2,530
土地	92,974	負債の部合計	94
構築物	11,738	(純資産の部)	547
一 般	56,644	資 本	1,177
建設仮勘定	561	資本剰余金	13,605
その他の有形固定資産	5,330	その他の資本剰余金	35,232
無形固定資産	18,699	利益剰余金	8,951,052
ソフトウェア	9,119	利益準備金	54,573
その他の無形固定資産	6,931	利益準備金	30,739
前繰延税金	2,188	利益準備金	30,634
支倒引	53,340	利益準備金	105
	4,965	利益準備金	338,614
	35,232	利益準備金	40,153
	△31,848	利益準備金	298,461
		利益準備金	273,604
		利益準備金	24,857
		利益準備金	△984
		利益準備金	422,943
		利益準備金	15,005
		利益準備金	△5,025
		利益準備金	27,781
		利益準備金	37,762
		利益準備金	176
		利益準備金	460,881
		利益準備金	9,411,933
<b>資産の部合計</b>	<b>9,411,933</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>9,411,933</b>





## 第109期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,472,936	預 金	7,529,577
コールローン及び買入手形	6,711	譲 渡 性 預 金	161,708
買 入 金 銭 債 権	7,820	コ ー ル マ ネ ー	100,000
特 定 取 引 資 産	6,241	売 現 先 勘 定	79,420
金 銭 の 信 託	9,971	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	321,008
有 価 証 券	1,125,896	特 定 取 引 負 債	3,814
貸 出 金	6,483,336	借 用 金	641,035
外 国 為 替	34,990	外 国 為 替	3,502
そ の 他 資 産	113,677	信 託 勘 定 借	32
有 形 固 定 資 産	93,446	そ の 他 負 債	61,004
建 物	11,861	退 職 給 付 に 係 る 負 債	43
土 地	56,646	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	29
リ ー ス 資 産	563	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	2,530
建 設 仮 勘 定	5,330	ポ イ ン ト 引 当 金	142
その他の有形固定資産	19,044	株 式 給 付 引 当 金	547
無 形 固 定 資 産	9,244	固 定 資 産 解 体 費 用 引 当 金	1,177
ソ フ ト ウ エ ア	7,018	特 別 法 上 の 引 当 金	38
その他の無形固定資産	2,225	繰 延 税 金 負 債	861
退 職 給 付 に 係 る 資 産	70,853	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	13,605
繰 延 税 金 資 産	705	支 払 承 諾	36,470
支 払 承 諾 見 返	36,470	負 債 の 部 合 計	8,956,552
貸 倒 引 当 金	△33,692	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	54,573
		資 本 剰 余 金	30,740
		利 益 剰 余 金	347,714
		自 己 株 式	△998
		株 主 資 本 合 計	432,030
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,010
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△5,025
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,781
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	12,084
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	49,850
		新 株 予 約 権	176
		純 資 産 の 部 合 計	482,057
資 産 の 部 合 計	9,438,609	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,438,609

# 第109期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		127,149
資金運用収益	75,813	
貸出金利息	62,256	
有価証券利息配当金	11,598	
コールローン利息及び買入手形利息	283	
預け金利息	368	
その他の受入利息	1,306	
信託報酬	189	
役務取引等収益	28,255	
特定取引収益	3,212	
その他業務収益	10,242	
その他経常収益	9,435	
償却債権取立益	8	
その他の経常収益	9,427	
経常費用		88,153
資金調達費用	8,396	
預金利息	1,881	
譲渡性預金利息	53	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△36	
売現先利息	1,780	
債券貸借取引支払利息	567	
借入金利息	729	
その他の支払利息	3,422	
役務取引等費用	10,057	
その他業務費用	4,933	
その他経常費用	57,345	
貸倒引当金繰入額	7,420	
その他の経常費用	2,859	
その他	4,561	
経常特別利益		38,996
固定資産処分益	8	9
金融商品取引責任準備金取崩額	1	
経常特別損失		3,579
固定資産処分損失	202	
減損損失	2,306	
固定資産解体費用引当金繰入額	1,070	
税金等調整前当期純利益		35,425
法人税、住民税及び事業税	8,698	
法人税等調整額	2,457	
法人税等合計		11,155
当期純利益		24,270
親会社株主に帰属する当期純利益		24,270

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 広島銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本 洋 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友 樹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 広島銀行  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本 洋 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友 樹 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月7日

株式会社 広島銀行	監査役会
常任監査役（常勤）	片山 仁 ㊟
常任監査役（常勤）	益 裕 治 ㊟
社外監査役	武井 康 年 ㊟
社外監査役	高橋 義 則 ㊟
社外監査役	吉田 正 子 ㊟

以 上

(ご参考)

## 第109期(2020年3月31日現在) 信託財産残高表

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	30,393	金 銭 信 託	59,434
有 形 固 定 資 産	629	包 括 信 託	725
銀 行 勘 定 貸	32		
現 金 預 け 金	29,104		
合 計	60,160	合 計	60,160

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。  
 2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。  
 3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 元本補てん契約のある信託

## 金銭信託

(単位:百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	21,374	元 本	21,374
計	21,374	計	21,374

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 〈ひろぎんグループ〉SDGs宣言 (2019年9月公表)



〈ひろぎんグループ〉は、国連において採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に向け、**付加価値の高い金融サービスの提供**を通じて、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長に貢献してまいります

## 環境保護への取組み



TCFD提言への  
賛同表明



TCFD<sup>※</sup>提言とは

TCFDが2017年6月に公表した投資家が企業の気候関連リスク・機会を適切に評価するための開示フレームワーク

※ Task Force on Climate-related Financial Disclosures 気候関連財務情報開示タスクフォース

## 地元企業のSDGsへの取組支援



銀行保証付私募債  
(SDGs型) の受託  
(2019年11月取組開始)

私募債発行額の0.2%以内で、地域社会への貢献を目的とした寄付・寄贈や発行企業のSDGsの取組みに係るPRを実施

取扱件数/金額  
2019年11月～2020年3月実績

37件/約44億円

SDGs取組支援  
サービスの取組開始  
(2020年1月取組開始)

お取引先のSDGsへの取組状況を確認・還元し、ご希望に応じて、取組内容を対外公表

取扱件数  
2020年1月～3月実績

40件



事業活動を通じてESG課題を解決することで、地域と〈ひろぎん〉の持続的成長を実現します。



## 地域産業との「共通価値の創造」

「広島オープン  
アクセラレーター  
2019」の開催

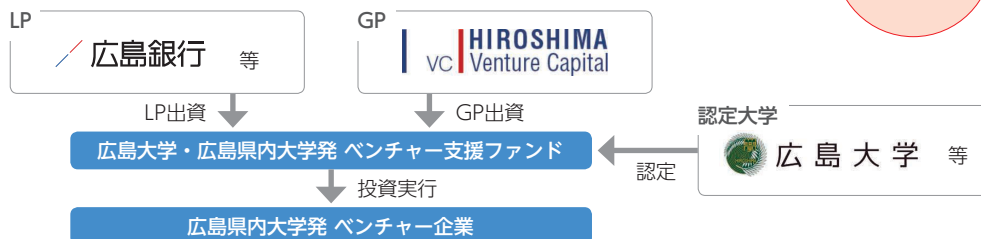
広島県内企業の経営資源と全国のスタートアップ企業のサービスを結びつける  
オープンイノベーションによる新事業創出に向けた取組み



広島大学をはじめとして、広島県内の大学が有する研究シーズを起点とする  
ベンチャー企業を支援するファンドへの出資

広島大学初  
認定ファンド

広島大学初の  
認定ファンドへの  
出資



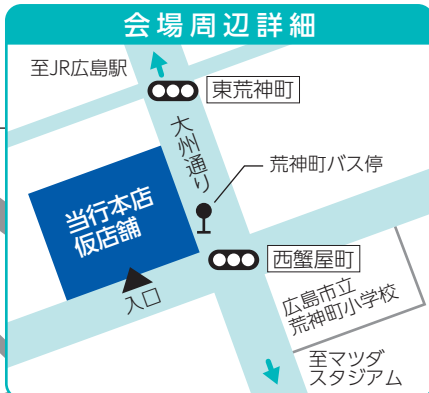
## 地域のESG経営を促進



環境省が実施する「地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関ならびに「地域におけるESG金融促進事業」の支援先期間として採択されました。

- 地域ESG融資促進利子補給事業  
専用商品「〈ひろぎん〉エコ・ハーモニー（ESG利子補給制度利用プラン）」の取扱いを開始
- 地域におけるESG金融促進事業  
自動車関連サプライヤーに対するESG要素を考慮した事業性評価の導入を検討

# 株主総会会場ご案内略図



交通		会場
	JR山陽本線・山陽新幹線 JR広島駅 南口	徒歩約8分 広島市南区西蟹屋一丁目1番7号 当行本店仮店舗 7階大ホール
	広電本線・皆実線 的場町	徒歩約5分

**駐車場について** お車でご来場の株主さまは、7階駐車場をご利用ください。その際は受付まで駐車券をご持参ください。